

1. 簡略化した財務情報の公開について

青山学院では、ホームページに「財務状況」を掲載していますが、財務情報の公開を更に進めるため、経理や会計の知識がなくとも理解できるように、簡略化した決算内容を掲載しています。

もう少し詳しく知りたい方は、「2014年度事業報告書」の「財務の概要」をご覧ください。

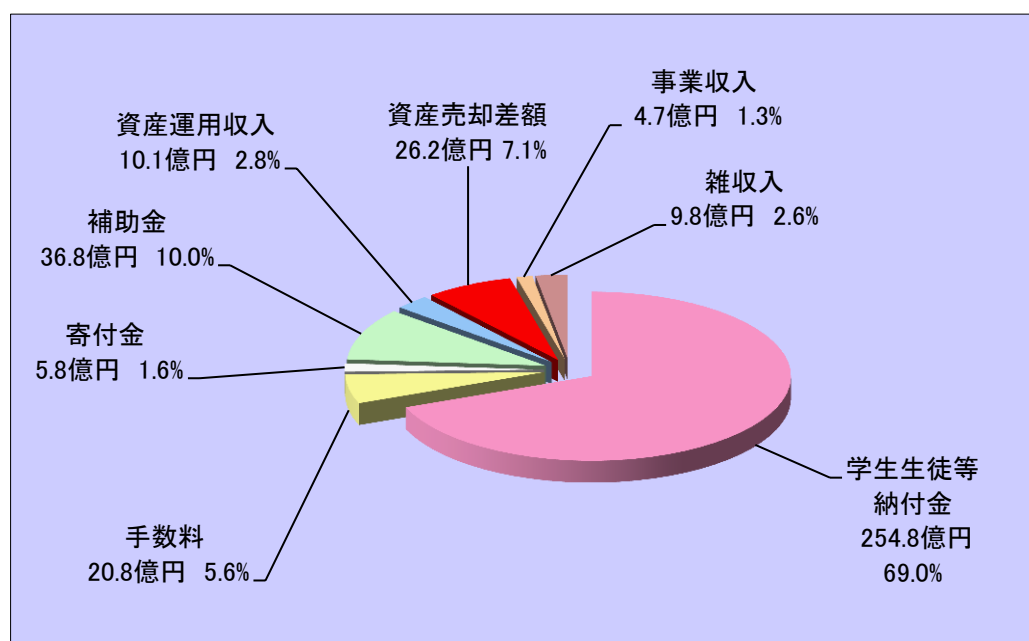
2. 収入と支出の内訳について

青山学院の2014年度の収入と支出について金額と構成比で説明します。

(金額については、千万円未満切捨て、比率については小数点第2位を四捨五入しています。)

(1) 収入(「帰属収入」をさす。「3.学校会計の特徴」参照)

収入合計 369.4億円

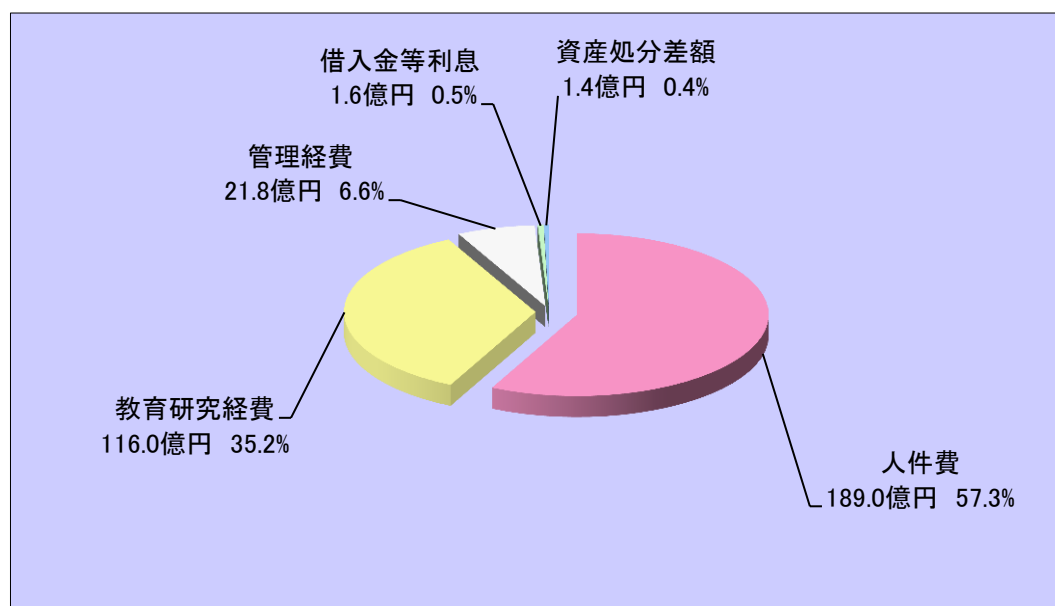


- 学生生徒等納付金……………授業料,入学金,実験実習料(教育活動料),施設設備料など
- 手数料……………入学検定料,編入学・追試験料,証明書発行手数料など
- 寄付金……………青山学院エバーグリーン募金,青山学院教育振興資金・教育充実寄付金など
- 補助金……………国からの補助金(日本私立学校振興・共済事業団含む),地方公共団体(東京都ほか)からの補助金
- 資産運用収入……………奨学金積立資金の運用収入,預金の利息・株式の配当金,教室貸出しによる施設設備利用料収入など
- 資産売却差額……………有価証券売却に伴う収入など(資産の売却額が売却資産の帳簿価額を超える場合に,その超過額が計上される)
- 事業収入……………外部からの委託による試験・研究等収入,土地・建物賃貸による収益事業収入など
- 雑収入……………その他の収入

収入の69.0%は、授業料、入学金などとして学生、保証人の方から納めていただいた学生生徒等納付金であり、収入のおよそ7割を占めております。次いで多いのが、国や地方公共団体などからの補助金で、10.0%です。その他、資産売却差額7.1%、入学検定料収入などの手数料収入が5.6%、資産運用収入2.8%、雑収入2.6%、寄付金1.6%、事業収入1.3%などです。

(2) 支出(「消費支出」をさす。「3.学校会計の特徴」参照)

支出合計 330.1億円



- 人件費……………教員人件費,職員人件費,役員報酬,退職金など
- 教育研究経費……教育研究のために支出する経費
- 管理経費……………総務・人事・財務・経理などの業務に要する経費、
役員の行う業務に要する経費、学生生徒等の募集に
要する経費など
- 借入金等利息……借入金の利息など
- 資産処分差額……不動産・機器備品・図書の除却,
建物の取り壊し、機器備品・図書の廃棄などによりそれまでの
帳簿価額をゼロにした差額
- 有価証券処分差額
債券などの有価証券を売却した際の損失
- 有価証券評価差額
決算期末における債券・株式などの有価証券の時価評価額が
著しく下落したため、従来の帳簿価額から期末の時価に評価替え
した差額(帳簿上の価額の変更であり、現実には損失は発生していない)
- 徴収不能額……………貸付金・未収入金の徴収不能額、徴収不能引当金など

支出の57.3%は、教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金などの人件費です。次いで多いのが教育研究活動のための経費である教育研究経費で35.2%です。他に、管理経費が6.6%、借入金等利息が0.5%、資産処分差額が0.4%などです。

3. 学校会計の特徴

(1) 学校法人の会計的な特徴

学校会計の特徴として、以下の点があげられます。

- 一般企業と異なり、学校法人は教育研究の事業を遂行する極めて公共性が高い経営体のため、永続的かつ安定的な経営を維持していくことが必要である
- 企業会計が利益の追求を目的として損益計算を行うのに対し、学校会計は安定的な教育・研究活動を行うための収支均衡を目的としている
- 学校法人の収入のほとんどが学生・生徒等からの納付金や国・地方公共団体からの補助金など固定的な収入で占められており、支出も教育充実の観点から削減することは難しく、企業会計のように利益を追求すれば、教育サービスの質が低下してしまう
- また一方で、収入を無視した教育サービスを提供し続ければ、収支均衡がとれず、学校経営自体が存続不可能となる
- そのため長期的な視野に立った計画に基づいた経営が求められ、予算の作成が義務づけられており、一般企業よりも予算による拘束性が強い

(2) 学校法人が作成する計算書類

学校法人が作成する計算書類は、主として以下の3つで、詳細はホームページ掲載の各計算書類をご覧ください。概要は事業報告書の「財務の概要」をご覧ください。

○資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と、当該年度に係る支払資金(※1)の収入と支出のてん末を明らかにします。

家計の資金の出入を表す家計簿と類似した計算書となっています。

経常費補助金の申請をする際に必要な提出資料となっています。

※1 支払資金とは、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいいます。

資金収支計算書	
資金支出	期首資金
期末資金	資金収入

○消費収支計算書

当該年度の消費収入(※2)と消費支出(※4)の内容を示し、さらに両者の均衡状態を明らかにし、経営状況を表します。

企業会計の損益計算書の目的に類似した計算書となっています。

※2 消費収入とは、帰属収入(※3)から当該年度の基本金組入額を除いた収入です。

※3 帰属収入とは、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、資産売却差額、事業収入、雑収入などをいい、借入金のような負債の増加となる収入は含まれていません。本来的に学校法人に帰属する収入です。

*寄付金には、資金の授受を伴わない現物寄付金も含まれます。

※4 消費支出とは、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能額などをいい、資産取得・借入返済・積立金のような資本的支出に充てる額は含まれていません。

*教育研究経費、管理経費には、資金の支出を伴わない減価償却額も含まれます。

消費収支計算書		
帰属収支差額 {	消費支出(※4)	帰属収入(※3)
	基本金組入額	
	消費収支差額	

○貸借対照表

年度末における資産・負債・正味財産(基本金、消費収支差額)を表します。

財政状態の健全性、必要資産の保有状況、今までの学校法人の活動を行ってきた積み重ねの結果を表します。

貸借対照表

資産	負債
	基本金(※5)
	消費収支差額

※5 基本金とは、学校法人が教育研究活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入から組み入れられた金額です。教育研究活動のための必要な資産とは、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などです。基本金には第1号基本金から第4号基本金まであります。

第1号基本金＝校地、校舎、機器備品、図書など自己資金で取得した固定資産の額

第2号基本金＝将来、固定資産を取得するために積み立てた預金などの資産の額

第3号基本金＝奨学金や研究のための基金として継続的に保持し、運用する資産の額

第4号基本金＝学校法人の運営に必要な運転資金の額(文部科学大臣の定める額)